

事務連絡
令和3年2月2日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県
附属学校を置く各国公立大学法人
小中高等学校を設置する学校設置会社を 御中
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

「東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況調査」
の結果について（送付）

東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れについては、積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。

さて、御協力いただきました標記調査につきまして、このたび、別添のとおり取りまとめましたので、送付いたします。

各学校の設置者等におかれましては、引き続き東日本大震災により被災した児童生徒の就学の機会を確実に確保くださるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会に対し、本調査結果を周知くださるよう、併せてお願いいたします。

なお、追って当省ウェブサイト「小・中学校への就学について」にも本調査結果を掲載する予定ですので、東日本大震災により被災した児童生徒に対する支援の一層の充実に御活用ください。

【担当】

○全体について

初等中等教育局初等中等教育企画課

教育制度改革室

松岡、伊藤

電話：03-6734-2007（直通） FAX：03-6734-3731